

NSK 会員規約

第1条(総則)

- 1 本会の運営は会運営者が管理運営します。
- 2 本規約の目的は、安全、快適に本会のサービスをご利用いただけること、また各種施設を安全に利用できることを目的とします。

第2条(会員資格について)

- 1 過去に会員になり、かつ、本会の定める規則に違反したことがない方で本会から入会案内をさせていただいた方、又は、新たに入会申込をしていただき本会が入会を承認した方が登録頂けます。ただし、暴力団等の反社会的団体の構成員および関係者は除きます。
- 2 入会希望者は別紙の申込用紙により申請を行う事とします。
- 3 入会審査により、入会をお断りさせて頂くことがございます。ご了承ください。
- 4 会員期間は会員資格を取得した日からその年の年度末までとします。
- 5 本会に会員登録した時点をもって契約成立とします。
- 6 本会運営者は会員またはその同伴者が次の理由に 1 つでも該当する場合、その会員の会員資格を停止及び除名できるものとします。
 - (1) 会の運営を著しく妨げる行為、あるいは故意に会の運営を妨害した場合。
 - (2) 本会の定める規則に違反した場合。
 - (3) 会員資格を満たしていないことが判明した場合。
 - (4) 会の秩序を乱した場合。
 - (5) 会運営者の指示に従わない場合。
 - (6) 会員登録内容に虚偽があったと判明した場合。
- 7 会を退会する場合は、その旨を会運営者に連絡し、所定の手続きを行う事とします。
- 8 会員は次の理由に一つでも該当する場合、その資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員本人が死亡した場合。
 - (2) 会を退会した場合。
 - (3) 除名された場合。
 - (4) 会員が破産等により支払不能に陥った場合、または差し押さえ処分などを受けた場合。
- 9 会員登録の更新はいたしません。1年毎に新たな契約をするものとします。なお、登録者様が本規約及び本会が定める規則を守り、問題なければ次年度の入会申し込みの資格を得るものとします。

第3条(入会金)

- 1 会員は、本会が別途定める金額の入会金を、入会時に支払うものとします。
- 2 一旦納入された入会金は、法令に定める場合または本会が特に認める場合を除き、返還しないものとします。

第4条(会員の権利と義務)

- 1 会員番号等、本会より付与された権利は会員本人の責任を持って適切に管理することとします。管理を怠った場合に発生した不都合については会員本人の責任とします。本会より付与された権利は他者に譲渡や貸与をすることはできません。会員番号等を失念した場合は、速やかに会運営者に連絡することとします。連絡を怠った場合に発生した不都合については会員本人の責任とします。
- 2 会員は運営者が会員の本会施設及びサービスの利用に関し、別途定めた事項について従うものとします。
- 3 会員は本会施設及びサービスの利用申し込みに対し、承諾を得られた場合、本会の定める規則に従って本会施設及びサービスを利用できます。
- 4 船舶の利用に際しては、必ず船舶免許証を携帯し、係員に提示することとします。

第5条(その他)

- 6 同伴者の本会施設及びサービスの利用及び施設内の行動については本規約や規則を適用し、会員を監督者とします。
- 7 運営者は、会員やその同伴者が本会施設の利用中に生じた事故において被った損害について、保険適用の範囲外については一切の責任を負わないものとします。
- 8 会員は本会施設を利用中に生じた事故などで運営者および第三者に損害を与えた場合、会員が全額負担するものとします。
- 9 本会施設は、台風などにより会員の安全の確保が困難であると運営者が判断し閉鎖する場合があります。

第6条(利用制限)

- 1 運営者は会員数やその利用状況により、本会施設及びサービスの利用を制限できるものとします。
- 2 運営者は災害や法令、その他のやむを得ない事情がある場合、本会施設及びサービスの利用を制限できるものとします。
- 3 運営者は、会員が規則や指示に従わない場合、当該会員による本会施設及びサービスの利用を制限できるものとします。
- 4 運営者は、予約を承諾した場合でも、悪天候やその他により本会施設及びサービスの利用が不適切と判断されるときはその利用を制限できるものとします。会員および同伴者は運営者に対し、補償その他何らの請求、異議申し立ては出来ないものとします。
- 5 会員はボート賃貸、遊覧船事業、その他営利目的で本会施設を利用することはできません。

第7条(個人情報の取り扱いについて)

- 1 個人情報とは、会員の氏名、生年月日、住所、電話番号等、個人を特定できる情報を指すものとします。

2 運営者はクラブ運営の目的のみにおいて、個人情報を利用できるものとします。

会員は、会員登録の際に虚偽の申請をしてはいけません。また、変更が生じた場合には速やかに申請するものとします。

3 会員は、会員本人の請求であることが証明できる場合のみ、その個人情報の開示を請求できます。

4 運営者は他者に個人情報を開示することはありません。

ただし、裁判所などの公的機関から法的手続きにのっとり情報の開示を求められた場合は、この限りではありません。

第8条(会の廃止について)

1 運営者は災害や社会情勢等、やむを得ない理由により会の運営が困難になった場合、会を廃止できるものとします。

2 やむを得ない理由により会廃止となった場合、会員は運営者に対し補償や請求、一切の異議申し立て及び金銭的要求は出来ないものとします。

3 会を廃止するときは、災害等のやむを得ない場合を除き、3か月前までに会員に対し予告するものとします。

4 会が廃止された場合には、会員はその資格を喪失するものとします。

第9条(規約の改定について)

1 運営者は本規約について、いつでも事前の断りを必要とせず、改定できるものとします。

【株式会社 NSK】

附 則 1 この規約は、令和7年11月7日から施行する。

附 則 2 この規約は、令和8年1月3日から施行する。(会員期間の改訂)